

(別記) **説明用フローチャート**

1 事業者が発電施設設置前・設置後に遵守すべき事項

※設置場所によって内容が異なることが考えられ、一般的な内容としています。

合意形成等

- ・地元の要望に真摯に対応。覚書・協定書を締結する。
- ・事業の廃止等も考慮し、施設の管理方法、撤去方法を事前に地元説明の際に明確に示すこと。

安全対策等

- ・光害、騒音、低周波等について、周辺に影響を及ぼさないように対策する。
- ・地盤調査を行い、補強対策をする。斜面など、土砂災害の危険を考慮し、擁壁を設置する。
- ・雨水排水を考慮し、排水路や調整池の排水対策を十分に行う。
- ・河川やその隣接地は、事業の検討段階から、河川管理者と十分な協議を行い、必要な対策を講じる。
- ・事業者、管理者による定期的な施設の管理と万一に備えて、連絡先を明らかにする。
- ・安全対策（感電防止や不特定者の立入防止）のために、フェンスの設置を行う。

施設設置後の対応

- ・草刈または防草対策・除雪対応等、日常の管理・メンテナンスを十分に実施する。
- ・発電規模によっては、電気保安技術者及び管理者を設置し、施設管理を法令どおり実施すること。
- ・売電期間（20年）経過後について、事業を終了する場合、施設を撤去することとし、廃棄物対策等を行い、周辺住民や環境に悪影響が出ないように対策する。また、事業の継続の場合は、設置時の条件が継続して適用となる。
- ・事業者、管理者が変更になった場合には、地元や町に対して変更した内容（事業者及び管理者の住所・氏名・連絡先・事業規模の変更等の必要事項）が分かるものを書面で提出すること。

2 地元及び事業者の双方で覚書や協定書に盛り込むべき事項

※設置場所によって内容が異なることが考えられ、一般的な内容としています。

- ・地元の要望及び対応内容を明確に表記する。
- ・安全対策等（光害・騒音・低周波等）を表記する。
- ・地盤対策等（地盤調査、擁壁設置、排水対応）を表記する。
- ・河川対策（河川及び隣接地）を表記する。
- ・日常の管理（除草・防草・除雪・電気保安等）を表記する。
- ・売電期間終了後（20年経過後）の計画を表記する。
- ・事業者が変更になった場合に当初の条件が継承（継続）されることを表記する。
- ・事業終了後の撤去の手段を表記する。
- ・万一の事業廃止の際の対応を表記する。

※その他、必要に応じて、内容を決めることとしてください